

報 道 発 表

平成19年7月30日
甲府財務事務所

平成18年度未利用国有地の処分等について

1. 概 要

財務省では、平成10年度において、国有財産の効率的な使用を更に徹底し、処分を促進するため、財務省所管一般会計所属普通財産のうち未利用国有地について総点検を実施し、その後新たに発生した財産を含めて、毎年度、処理を進めている。

今般、対象財産について、平成18年度の処理実績を取りまとめたことから、公表するものである。

(注1) 本発表において、「未利用国有地」とは、単独利用困難なものを除く宅地又は宅地見込地で現に未利用となっている土地をいう。

ただし、これらを管理委託、一時貸付等暫定活用しているものを含む。

また、現況が農地、山林等の財産については、周辺の状況から判断して宅地開発が見込まれる場合に取りまとめの対象財産とする。

(注2) 未利用国有地の処分等とは、売却のほか、譲与、所属替、所管換、交換等である。

2. 平成18年度処分等実績

(1) 概況

(単位：件、千㎡、億円)

区 分	前年度末の 保有財産	年度内の変動状況		平成18年度末 の保有財産
		新規発生財産	処分等した財産	
件 数	69	20	14	76
面 積	53	20	8	65
台帳価格	14	6	2	18

以上のとおり、一般競争入札の実施等により未利用国有地の処分に努めたが、6億円の新規発生財産に対し、2億円の財産の処分に留まった。

(2) 平成18年度中に処分等した財産の内訳

(単位：件、千㎡、億円)

区 分	公用・公共 に利用	個人等の民間 に処分	計	うち一般競争入札等 で売却した財産
件 数	1	13	14	13
面 積	0	8	8	8
台帳価格	0	2	2	2

(注1) 「うち一般競争入札等で売却した財産」の売却額は2億円である。

(注2) 「公用、公共用に利用」とは、国において利用及び地方公共団体等に対し
処分等した財産である。

(注3) 「個人等の民間に処分」とは、一般競争入札等により処分した財産である。

【問い合わせ先】 甲府財務事務所管財課

(0 5 5 - 2 5 3 - 2 2 6 1)

(ホームページアドレス <http://www.mof-kantou.go.jp/kofu/>)

(参考)

未利用国有地の処分等結果

山梨県
(単位:件、千㎡、億円)

区分	状況			年度内に発生した財産と処分等した財産(注1)						平成18年度末時点の保有財産		
	前年度末現在の保有財産			新たに未利用国有地とした財産			処分等した財産					
	件数	面積	台帳価格	件数	面積	台帳価格	件数	面積	台帳価格	件数	面積	台帳価格
公用・公共用に利用する財産 (注2)	1	12	2	1	0	0	1	0	0	1	12	2
個人等の民間に処分する財産 (注3)	(42)	(25)	(7)							(38)	(26)	(7)
	68	41	11	19	19	6	13	8	2	75	53	15
合計	69	53	14	20	20	6	14	8	2	76	65	18
うち一般競争入札等で 年度内に売却した財産							13	8	2			

(注) 1. 財務省が所管する一般会計所属普通財産のうち未利用国有地について、平成18年度の処理実績を取りまとめたものである。

なお、本表において、未利用国有地とは、単独利用困難なものを除く宅地又は宅地見込地で現に未利用となっている土地をいう。

ただし、これらを管理委託、一時貸付等暫定活用しているものを含む。

また、現況が農地、山林等の財産については、周辺の状況から判断して宅地開発が見込まれるものを含む。

おって、その他区分の変更(例えば、公共用に利用から民間に処分へ)や財産の分割等を行っていることから必ずしも各欄の差引きは一致しない。

2. 「公用・公共用に利用する財産」とは、国あるいは地方公共団体等が利用する財産である。

3. 「個人等の民間に処分する財産」とは、今後、一般競争入札で売却する財産及び入札を実施したが成約に至らなかった財産である。

なお、上段()内書きは、一部境界が未確定、建築制限、区画整理中等の理由から直ちに処分が困難な財産である。

4. 「うち一般競争入札等で年度内に売却した財産」の売却額は、2億円である。